



2024年3月1日

各位

会社名 株式会社ソラスト
代表者名 代表取締役社長 CEO 藤河 芳一
(コード番号 6197 東証プライム)
問合せ先 取締役専務執行役員 CFO 原田 圭一
管理本部長
(TEL. 03-6890-8904)

「ソラスト コーポレート・ガバナンス ポリシー」の一部改定に関するお知らせ

当社は、「ソラスト コーポレート・ガバナンス ポリシー」を一部改定いたしますので、下記の通りお知らせします。

記

1. 目的及び理由

当社は、当社の社外取締役を除く取締役及び取締役を兼務しない執行役員に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との価値共有を進めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。これに加え、株主の皆様との結びつきをさらに強化し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上への意欲や士気をより一層高めるため、取締役兼務者を含む執行役員を対象に、自社株保有に係るガイドラインを新たに制定いたしました。また、当社の取締役及び執行役員を対象とした役員持株会を新たに創設いたしました。

これに伴い、現行の「ソラスト コーポレート・ガバナンス ポリシー」を一部改定いたします。

2. 内容

【役員株式保有ガイドラインの概要】

| | |
|---------|--|
| 適用範囲： | 全ての執行役員（取締役兼務者を含む） |
| 保有目標株数： | 執行役員の職位に応じて、就任から5年以内に、以下に定める当社株式を保有することを目標といたします。 ■ 社長： 固定報酬（年額）の2.0倍（月額報酬×24か月） ■ 副社長・専務・常務： 固定報酬（年額）の1.0倍（月額報酬×12か月） ■ 上記以外の執行役員： 固定報酬（年額）の0.5倍（月額報酬×6か月） |

【ソラスト コーポレート・ガバナンス ポリシーの改定内容（概要）】

（下線部分に変更箇所）

| 改定前 | 改定後 |
|-------------------------|--------------------------|
| 第4章 コーポレート・ガバナンス体制 | 第4章 コーポレート・ガバナンス体制 |
| 2. 取締役会 | 2. 取締役会 |
| 1) ~ 10) (条文省略) | 1) ~ 10) (現行どおり) |
| (新設) | <u>11) 役員による自社株保有の推進</u> |
| <u>11) ~ 13)</u> (条文省略) | <u>12) ~ 14)</u> (現行どおり) |

3. 取締役会決議日

2023年12月12日

4. 効力発生日

2024年4月1日

5. 「ソラスト コーポレート・ガバナンス ポリシー」の開示先

効力発生日に当社ウェブサイトにて開示いたします。

<https://www.solasto.co.jp/company/sustainability/governance.html>

以上